

豊後日出藩のお茶屋

辻 満 生

はじめに

お茶屋と云う語は聞くことがある。「古語辞典」等に茶屋の語句の説明はあるが、敬語のついた「お茶屋」の語句は見当たらない。

お茶屋に関する研究で、中島義一氏の「徳川将軍家御殿の歴史地理的考察」に依れば、御殿とは将軍や諸侯が旅行や外出の際に休泊するために、城内以外に設けた専用施設であると論じ、将軍家設置のものにあっては小規模のものを御茶屋、より大きいものを御殿と称している。藩営のものについては宿泊用の規模の大きいものでも御殿と云わず御茶屋と称している事例が多いと述べている。

丸山雍成氏の『初期本陣に関する一試論』によると、御殿・御茶屋と本陣の関係を幕藩体制の形成期・後者を確立期以降の交通制度上の公用宿泊機関の存在形態・性格として把握されねばならないと結んである。

『大分県地方史』一〇七号で、浅野勝氏の「豊後におけるお茶屋の歴史地理的考察」によれば、お茶屋とは近世初期の交通施設であって、藩主が旅行や外出の際休泊するために城内以外に設けた施設であると述べて、肥後藩主細川候の参勤交代路である九州の陸路豊後内の久住・野津原・鶴崎の三箇所と、参勤要路のお茶屋である杵築・日出・森藩のお茶屋について述べている。

日出藩には五ヶ所のお茶屋が建てられた事が判明しているので、そのお茶屋について、建造の理由や利用度等の角度から史

実を考察して見たい。

日出藩お茶屋一覽表

	お茶屋名	建造年	創建者	場所	摘要
一	襟江亭	寛文七(一六七七)	三代藩主 木下俊長	南大神 深江	建物現存 小石和一宅
二	海日観	宝永四(一七〇七)	隠居後 木下俊長	南藤原 横津神社	横津神社御廟現存
三	東の丘 お茶屋	宝永七(一七一〇)	全	川崎 東の丘	雑木林内に跡を残す 笠置三平所有地
四	昭曠園	正徳元(一七一二)	全	北仁王 水原 <small>みづもと</small>	菜園畑 藤野儀一郎所有地
五	三の丸 お茶屋	不明	不明	南仁王 三の丸	建物現存 古林フデ宅

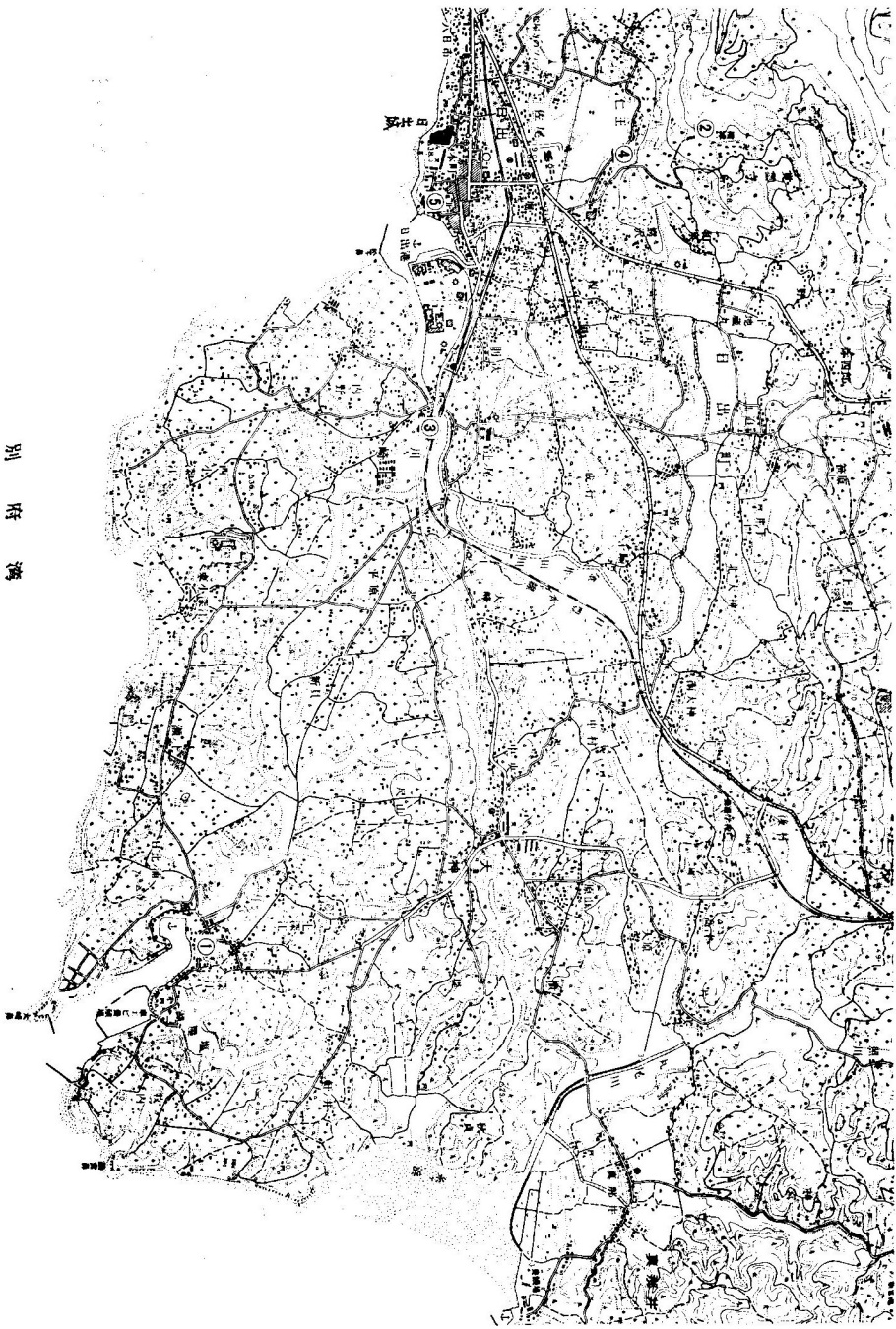
一 襟江亭

現日出町深江五四二番地 小石和一宅として建物が現存している。寛政八年(一七九六)日出藩の郡奉行二宮兼善著作の「南大神図跡考」の中に次の様に記されている。

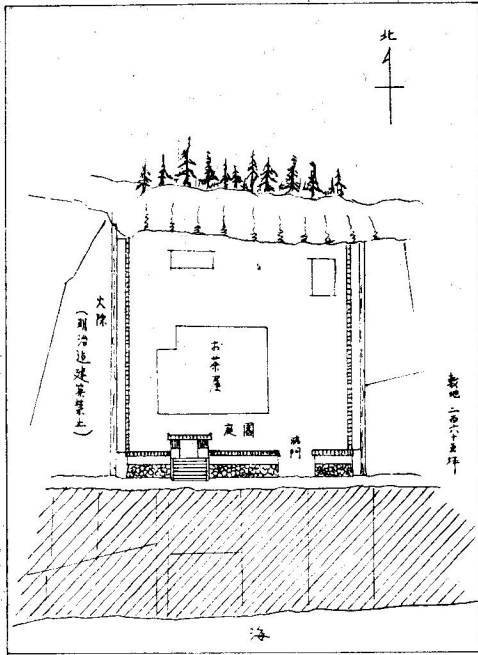
御茶屋御番所

古来は御茶屋御番所共に新地の北山の下にあり、寛文七丁未年(一六七七)より当時の御茶屋地に地引有之御経営漸くに成就す、御亭号を襟江亭と云、八景色あり左の如し。

別府灣



寛文七年、日出城主三代俊長は二十歳、先年始めて江戸より日出城に帰り封を継いで七年目である。この年にお茶屋は建設されたわけである。既に参勤交代制は初代延俊の治世、寛永十二年（一六三五）將軍家光の時代に制度化されて三十年以上を経過している、唯一の良港である風待港深江に、藩主の宿泊休養の施設として、お茶屋の建設は先々代よりの懸案事項であつたであろうと推測出来る。深江港は豊予海峡に面し水深も深く、奥も深く入江している天然の良港であり避難港として古来より知られている。「豊後国志」に「大神郷深江村にあり、広三町、袤六町、大船数十隻を泊すべし」とあり、「南大神図跡考」の中に正保四年二代俊治公の代、公儀へ御国絵図並湊目録提出の際の古書面に曰、日出浜より同領深江湊屯里拾八町、湊の口広さ三町、奥へ六町、江の口深さ潮中みちに二間二尺、口より奥三町目に深さ屯間二尺のあさみあり、潮干迫りに拾反帆より上の荷船不通、是より奥三町は深さ三間、東西南北に不構、船かゝりよし、船数大小三百艘内外かゝり申候云々、日出城より深江番所屯里拾町とありと記されている。



この港の利用は日出藩のみならず、府内藩・岡藩・遠く肥後藩細川候も参勤時の風待港として深江湊を利用し、お茶屋に休泊している。

お茶屋は、湊の奥深部の北辺の海に面し（図示の斜線部は以後埋立地）南側正面に石段中付二間半の正門があり、庭園の奥に四十坪程の瓦葺平屋があり、これがお茶屋襟江亭である。近世時代と思はれる丸瓦には沢瀉おもたかの木下家の定紋入りである。室内は十一帖半の大広間を含み、大小六間程あり後部台所あたりはその後若干の建増等はしたかと思はれるが、その殆んどが旧状を留めている事は驚異に値する。西側は火除けと称し廢藩迄

建築禁止の空地であった。その西隣には近世末には岩井屋があり、お茶屋警備の家来衆の立寄所となっていた。東隣も同様な警備用の空地であっただろうと推則出来る。後部の坪も広く一旦事ある場合の武士の集結拠点の備えとしたものであろう。後部空地の背後は三丈餘の絶壁がそゞり立ち天然の要害となっている。お茶屋五ヶ所の内でお茶屋が城より最遠隔地にあるにせよ自領内かような防禦体制を整えている事は、他藩主の休泊も含み利用度が高かった理由に依るものと思はれる。

文化七年二月九日の幕府の測量家伊能忠敬の測量日記に、次のように記している。

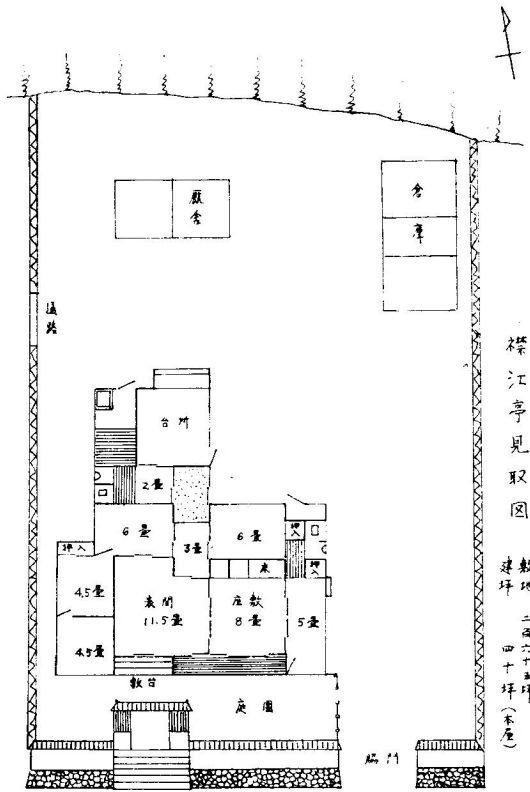
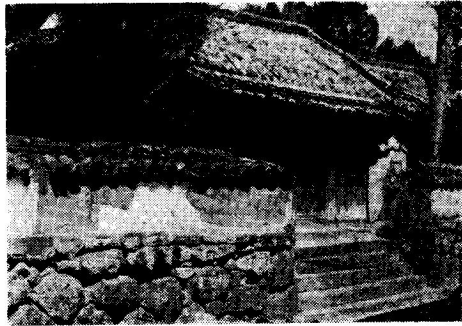
堂ノ尾人家技 深江 湊中食御茶屋 同枝 日比浦：
四五軒 預兼庄屋常作

この襟江亭で一行は中食をとり、当時のお茶屋は庄屋常作が預っていた事が到る。藩が建てたものを地元の庄屋や里正或は神職等に管理させていたのではあるまいか。現在の所有者である小石家は代々神職でお茶屋の東の丘上にある住吉神社の宮司をつとめ、小石肥前や大宮司宇佐公寛が祖にあたる。前者も神職であるが、帆足萬里の門人で、学成るや亭先生と称せられて門人も多かった。八景詩の事は後述するが、萬里が藩公の清遊でしばしば深江に同道している。小石肥前も同席したであろう事は想像にかたくない。宇佐公寛は「南大神凶跡考」に出ている大宮司で、元禄年間に歿している。いづれもお茶屋の後の丘上の小石家墓地に墓があり、肥前の墓は門人が建てたものである。

創始者である三代俊長が清遊にたび／＼利用したであろう事は幕府の儒宮人見竹洞に作らしめた七言絶句の八景色の詩が残されている事で想像出来る。俊長は在府中に藩主や学者を招きたび／＼詩会を催しているので、其の機会に竹洞に造らしめたものではあるまいか。後代の碩学にして家老をもつとめた帆足萬里も竹洞の八景色の詩の韻に次した作詩が残されている。この八景詩いくつかはこの襟江亭から見たものである。

俊長について襟江亭を良く利用した記録が残っているのは、十三代藩主俊敦があげられる。弘化四年、帆足萬里が門弟数人を連れて上京し、寄寓先の来薪亭より南大神村正宛に出した七月廿一日附の書簡の中に、

誠以四国道行は難儀之至ニ候、ふか江江戸両殿様米良倉二郎……



標江亭見取図
敷地 二四六十五坪
建坪 四十坪(茶屋)

とある。ふか江殿様は十三代俊敦公、当時四十六歳で病氣紀居申請中を指し、江戸殿様は、十四代俊方公、当時十八才を指している。木下家系図附言に依ると俊敦は幕命による筋川御普請勤務中病氣にかゝり、深江の襟江亭で静養していたのであるがこの書簡の発信一ヶ月後に隠居を許され、十四代俊方が嗣立している。その後再び江戸麻布邸に居たが、明治元年から四年迄再び帰国して深江の襟江亭に住した。このように別邸・別荘地として深く利用した事が判明している。

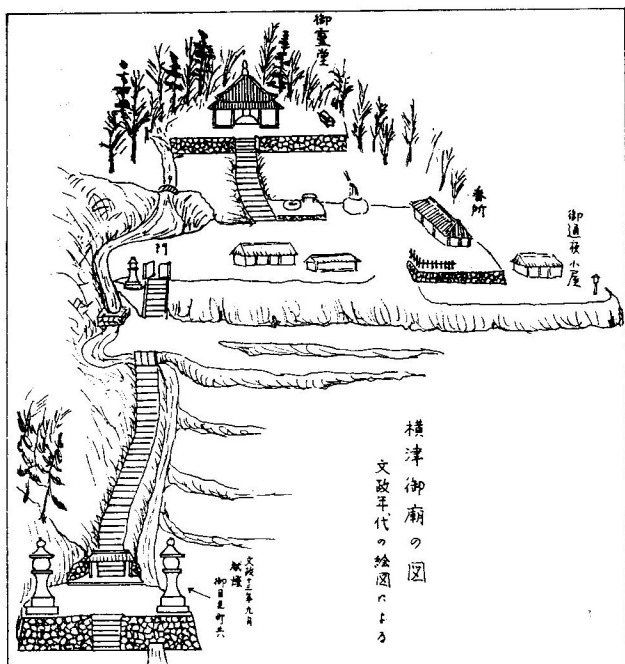
文久三年、異国船に対する配備の項の諸隊心得の中に、「日出年代史」に次の様に記してある。

一、南大神、深江御茶屋付の者は、勿論、其の外近村の者共、亡弱は立退壯年の者は、早々御茶屋へ駈付け、相応の御用

相勤むべき事。

二 海 日 観

御茶屋海日観については、「南藤原凶跡考」に次の様に記されている。



横津御廟の図

文政年代の絵図による

横津御廟（現横津神社）

旧記に詳に見へず。

説日、俊長公御隠居の後、土地御見立あつて、曾て松山を御仕立ありて、御茶屋御経営あつて、海日観といふ、御病中、御遺言にて、此所に御尊骸を納奉る。

〔註〕御廟、廟とは、おたまやで貴人の霊を祀つてある所をいふ。

俊長の隠居したのは、宝永四年（一七〇七）九月十二日で、時に公は六十歳、世子俊量は三十六歳であった。御茶屋といふのは城外にある藩主の別荘である。俊長の建てた横津の御茶屋は海日観と号した。

速見郡志に、「額銘海日観は、明の華庵の筆蹟、屏風襖は狩野常信の筆也、」とある。

御茶屋は、明治五年春焼失したが、「海日観」の額は、昭和の初年までは社務所に掲げてあった。しかし今は破れてしまつてない。

三 東の丘お茶屋

東の丘お茶屋については、「川崎図跡考」に次の様に記してある。

東の岡

宝永七庚寅年此所へ俊長公御茶屋を建てさせられ、享保二年に新田を築く、当時八幡宮の御寄附田となる、御茶屋番の者今に住居す。

また、「川崎村史」下巻には次の様に記してある。

藩主のお茶屋（お茶屋とは藩主の別荘である）

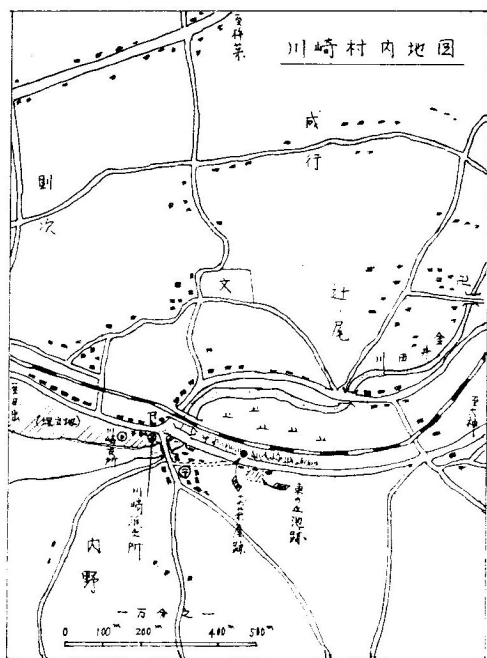
このお茶屋は東の丘にあり、木下氏三代俊長が宝永七年（一七一〇）に建てたものである。時に俊長六十三、之より三年前既に隠居していたのである。俊長のお茶屋はこれより外に、深江に襟江亭、横津に海日観があつたが、更に正徳元年（一七一）一）仁王水原にも建てた。これは藤原村長河原に池を築くためである。

宝永七年から六十余年後十代俊胤は、東の岡および水原のお茶屋を再興し出獵等の際時々立寄つた。俊胤は野州宇都宮城主戸田家から養子に來た人であるが、木下氏中興の名主であつた。常に先祖俊長の遺跡を追慕していた。お茶屋の再興もその一つのあらわれである。

新田の開発

俊長は東の丘のお茶屋を建て、その付近の林野を開墾して新田をつくるつもりであつたが、その頃長河原の池（後、富水池と号す）の築造に全力をつくしていたので素志を果さずして享保元年（一七一六）九月八日、東の丘お茶屋を建て、から六年後六十九才で薨去した。

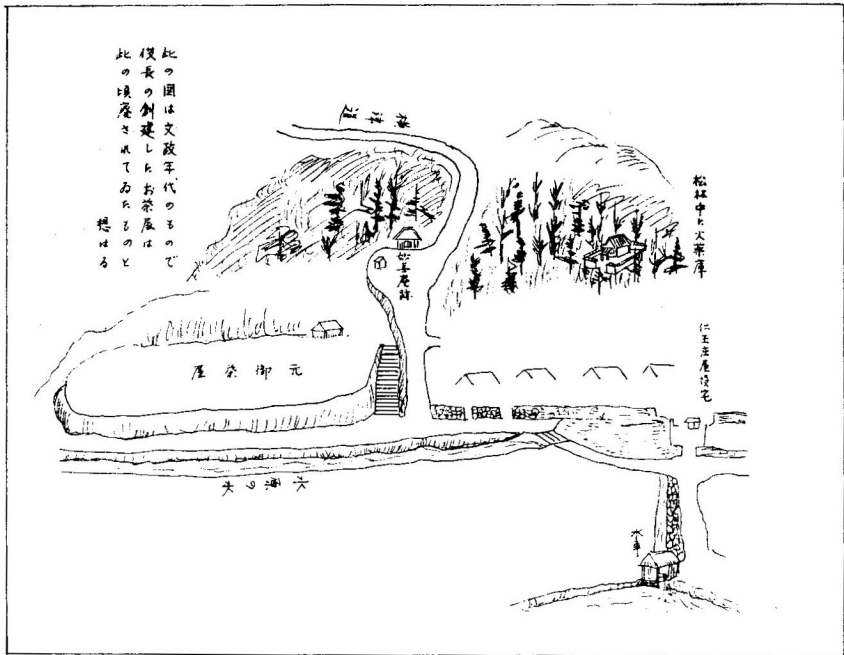
四代俊量は父の志をつぎ、享保二年から同九年まで七ヶ年かゝって東の丘新田を開発した。その工事には山香（山香郷全村里目（八坂・大神・藤原・川崎・辻間・日出の各村）から人夫を総動員したのである。此の山香里目総動員のことを、当時は山里惣夫といった。つまり領内総動員のことである。かうして出来た新田は一町二反一畝六歩で、その内八反は八幡宮番人多膳兵部に与へ、残り四反一畝六歩は太郎助といふ者に作らせたが、後宝暦九年（一七五九）九代俊泰は、卯祭り料として八幡宮に寄付した。



お茶屋の東南一丁程の所に新田開発より前に溜池を掘った。東の岡の池と云う。

東の丘のお茶屋の跡地の現所有者である日出町川崎内野笠置三平氏に筆者は案内してもらい現地を見聞した。川崎派出所より大神新道を東に向って、二百米あまり行った道路左側に小やぶが続き、その雑木林の中に落差のある箇所がありこゝがお茶屋の跡と教えられた。尚お茶屋の井戸は新道の造成の際道路で埋められたそうである。その道路をへだて、右側に現在国東半島設備KKの建物があり、その後地を含んだ一帯が東の丘の池の跡であり、池の土堤の跡が歴然と判明している。

当時は金井田川の橋（現派出所南）の所迄船が着き、現川崎郵便局の前の道を通ってお茶屋に上ったそうで、旧道らしい路が残っている。



四 水原のお茶屋

水原のお茶屋については「図跡考」北仁王部に次の様に記してある。

水原

御茶屋 俊長公御経営なり、正徳元（一七一）辛卯年正月十一日妙喜庵御普請初る、夫数八百九十四人三月二十九日御隠居様（俊長は当時隠居）水原へ御移遊ばさる同晦日御屋敷へ御帰遊ばさると旧記に見へたり。

一、宝永七年（一七一〇）の御普請といふ旧記あり、同年より地形等にて翌年成就と見へたり、其の後富水井手数々出来て横津より法界寺前溜池に流し夫より竹樋にて妙喜庵の山中に通し御茶屋の泉水に出て瀑布となる。今に其の形あり、其の後度々御修覆等あり、俊胤公（十代）御代に御茶屋の惣名を昭曠園と御付、御座所を座望館と御名け、御亭を清暉舎と御名け、後山松林の内に御腰掛を御取立て縦望亭と御名け遊ばされ、皆々額御掛遊ばさる、尤も昭曠園の額は無く、其の後縦望亭は廃して跡あり、御當代に至い清暉舎の額は御亭に御掛遊ばさるゝなり。

〔註一〕郡志曰、木下内蔵頭大年君（大年とは俊長の号なり）別業也 假山有謡梅橋 詫瀨津謡 園門有桃花□
詫於水源用 桃源之事

〔註二〕享保元年（一七一六）九月八日俊長薨去その時の旧記に曰

二の丸の御屋敷にて御終り遊ばされ御卒去以後水原の御屋敷に入らせられ彼の御屋敷にて御葬送の御支度調へ御遺骸は横津へ御納り成され候云々

〔註三〕御茶屋跡は後藤井吾策（元大分トキハ社長藤井文雄氏養父）居住し、現今藤野儀一郎氏此所に居る

〔註四〕俊長の建築せし御茶屋は今の藤野氏の居宅に非ずして、その前の菜園畑に在りしといふ

〔註五〕お茶屋は文化頃の図には屋敷跡のみありて建物は見へず

五 三の丸お茶屋

このお茶屋は三の丸内浜口門の入口にある。浜口門を這入ると二の丸に通ずる幅四間の大通りとなり、入口右手上に一丈近い石垣の上にある。南側正面に十数段の石段を構へ門に通ずる。西側は狭い通路をへだて、武家屋敷が並び、北側背面も武家屋敷になっている。東側の下は二丈有余の断崖となっている。その下の海岸通りは南浜の漁夫屋敷が連り、浜の高札場が真下になる。浮津港（日出港）を眼下に見おろす眺望佳景の地である。

このお茶屋のみ創始について明記したものが見当たらないが、「南仁王凶跡考」の文中に次の如く記載されている。

三の丸の海手を松の丸といふ、当時（凶跡考を書いた寛政年間を指す）御藏屋敷なり、又三の丸の下を馬場の下といふ。古海手の屋敷の下に馬場ありしよし、今に竹



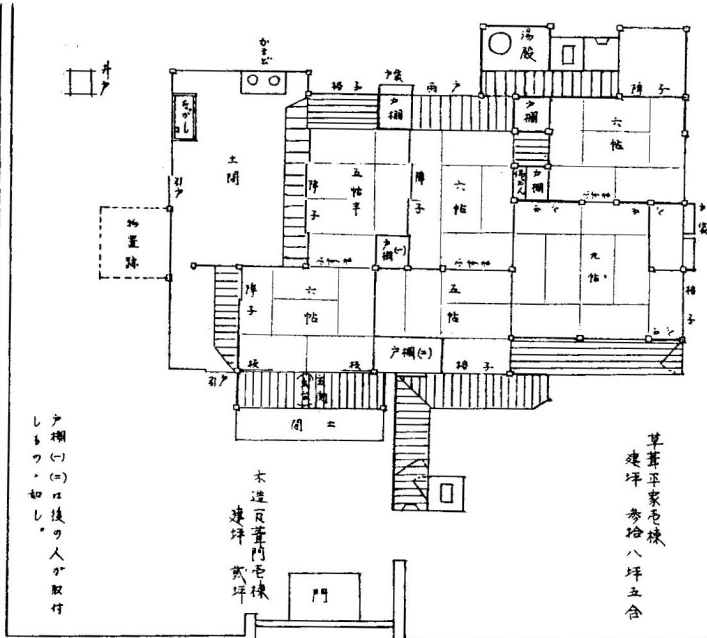
三の丸お茶屋の平面図

現 達見郡日出町 二七一五番地

(注)

東側部(現在定)に、木造瓦葺武階家老棟(建坪拾貳坪半
内貳階五坪)、全木造瓦葺土蔵老棟(建坪拾坪 内貳階五坪
の建物があつた。

北
4
↑



草葺瓦葺老棟
建坪 参拾八坪五合

木造瓦葺門老棟
建坪 貳坪

テ欄(○)は後ッ人が取付
しつゝ、如し。

敷の中に馬場の形あり、按に三の丸海手を松の丸といふ事
旧記にあつて御別野とあり、然らば御蔵屋敷の所に御茶屋
御建遊ばされ、御花鳥等あつて其所を松の丸と唱ふると見
えたり。

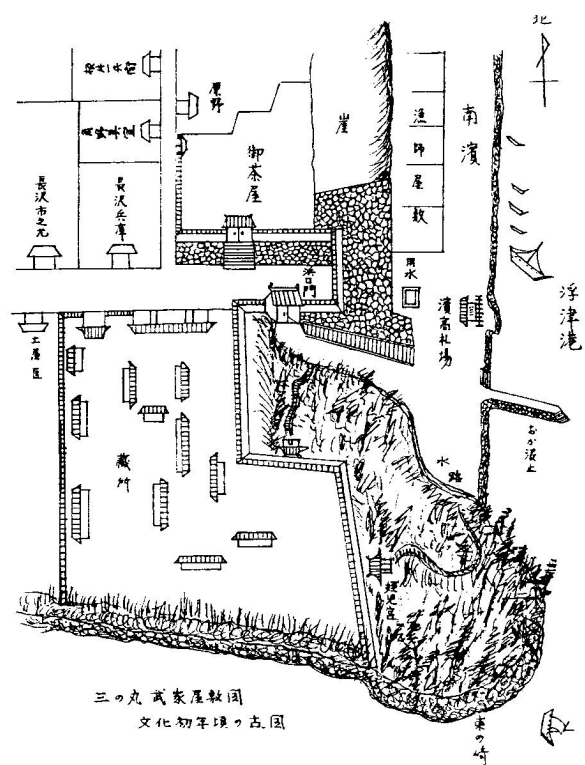
右文の前後の文章から推察すると、この三の丸のお茶屋の創
建者は初代延俊で、慶長年代の創建ではあるまいかと思考する
のである。そうすれば三代俊長が創始した深江の襟江亭より六
十年位前の事になり、日出藩に最初に設けたお茶屋といふ事に
なる。襟江亭は歴代の藩主が、参勤時をもとより、清遊等にしば
しば利用した記録が残されているが、この三の丸のお茶屋につ
いては記録が見当らない。城の備えの一拠点ともなり得る要地
にあり、眺望佳景の地とは云え、三の丸城郭内で城に近く、か
えて清遊にはあまり利用されなかつたのではあるまいか。徳
川の後期を迎え給人格の藩士の住居(帆足家)に転用されてい
る点等からして推定するわけである。

文化七年伊能忠敬が測量の為日出城下に来日の際、前述の如
く深江の襟江亭で一行は中食をしているが、当日は御成屋鋪南
郡屋に宿泊している。南郡屋が酒造所であり、酒造が幕府の支
配下の時代故、宿泊所となつたものであろうか、三の丸のお茶

屋には宿泊していない。

この屋敷は帆足万里の賜邸松郭であろうと昔から伝えられて来たが、万里の養子である亮吉の代から、藩よりもらい受けたのが誤って伝えられたものであろう。彼が明治十二年にこの屋敷で家塾「菡江書塾」を開き、多くの子弟を教育した塾跡である。彼の孫に当る帆足国次代の代に現代の古林氏に所有権を移転している。

敷地は三百坪余り、建物は草葺平屋（現ブリキを冠す）の瓦屋根のひさしのある武家造りである。南正面の式台から六畳の



三の丸武家屋敷園
文化初年頃の古図

玄関・五畳・九畳の広間と続き、大小六間ある建坪四十坪程の建物である。古い戸籍謄本によると、木造瓦葺二階家一棟と、木造瓦葺土蔵一棟が主屋の東側（現在庭園）にあった事になっている。建物が現存しているお茶屋で、創始の時期が審でなく、記録も見当らず、記述した事項も推定の域を脱し得ないのは誠に残念である。

むすび

以上の五箇所のお茶屋について要約すると、近世初期（推定一を含む）に建てられたものが殆んどである。

創始の理由は、新田開発・溜池築造等の藩主の前線指揮の宿泊地として造られたものが二箇所、参勤

交代の交通の要路である風待休泊地として建てられたものが一箇所、清遊地のみの理由と思はれる箇所が二箇所あり、その中には藩主の終焉の地と定められ、のち御廟として残されている箇所が一箇所ある。もちろん五箇所とも藩主の清遊の地として大部分が利用されている。

利用期間は、近世初期から中期頃迄に利用されたものが大半で、深江の襟江亭のみが藩末迄利用された事を知り得る。藩主の休泊地のお茶屋として防禦体制が整っているか否かを見ると、現在建物の残って居る襟江亭と、三の丸のお茶屋が可成り整ったものとしてあげられるが、他の三ヶ所は地形的のみの想像は出来るが、その他については不明である。

(日出町文化財保護委員 ●)

大分県地方史料叢書(三)

豊前国村明細帳(一)

豊前国六六八ヶ村の村名、村高、領主名を記した豊前国高帳の他、宇佐郡下麻生村、宇佐村、元重組、田口組、下毛郡今津組、宮園村、中摩村の村明細帳など八編を収録。近世史研究必備の書。

(会員二〇〇〇円、会員外二五〇〇円・送料共)

発行所 大分県地方史研究会

大分県地方史料叢書(一)

豊後国村明細帳(九)

肥後領大分郡高田手永「高田風土記」ほか海部・国東・速見郡の村明細帳五篇収録。近世史研究必備の書。

(会員二五〇〇円、会員外三〇〇〇円・送料共)

発行所 大分県地方史研究会